

○委員長（山田宏君） この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員山井和則君から説明を聴取いたします。山井和則君。

○衆議院議員（山井和則君） ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明を申し上げます。

昨年夏に福岡県の保育所で送迎バスに取り残された園児が死亡した事例など、保育所での重大事故は残念ながら後を絶ちません。

幼稚園や認定こども園においては、学校保健安全法により安全計画の策定が義務付けられている一方、保育所における児童の安全確保については、大臣告示である保育所保育指針やその解説通知において触れられているにすぎないのが現状であります。

このため、保育所を含む児童福祉施設等、児童が長期にわたり入所又は通所する施設については、安全計画の策定を始めとする児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置付けられる必要があると考え、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、家庭的保育事業等及び児童福祉施設並びに一時保護施設の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として児童の安全の確保を追加することです。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（山田宏君） 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

---